

秩父別町通学路交通安全プログラム

【通学路の安全確保に関する取組の方針】

令和元年 10月

秩父別町通学路安全推進会議

秩父別町通学路交通安全プログラム

<通学路の交通安全確保に関する取組の方針>

1 プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生している状況であることから、通学路の安全確保については、早急な措置が必要となっております。

このため、秩父別町においては、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「秩父別町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進連絡会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

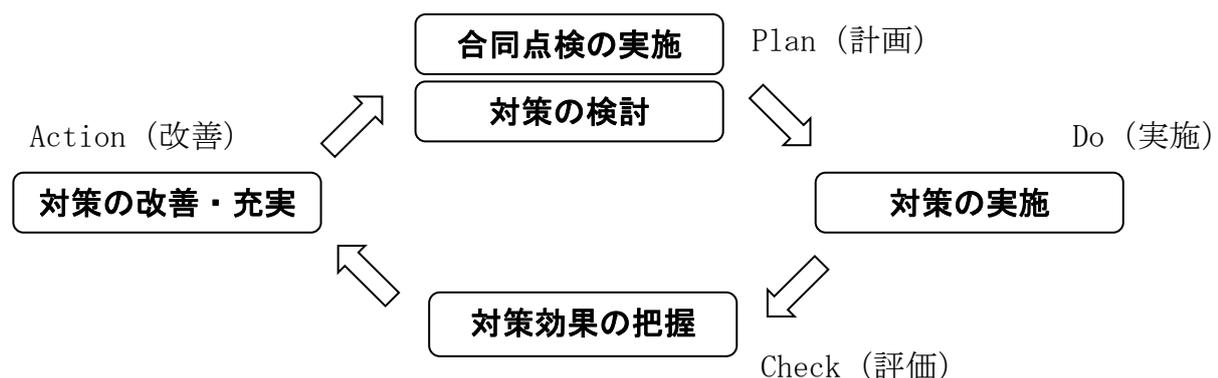
- ・北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所
- ・北海道旭川方面深川警察署
- ・秩父別町立秩父別小学校
- ・秩父別町立秩父別中学校
- ・秩父別町総務課
- ・秩父別町建設課
- ・秩父別町教育委員会

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検後も関係機関が連携・協議し、必要に応じて対策の改善や充実を図るよう取組みます。これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 必要に応じた合同点検

道路改良・維持補修等の状況や、冬期間の除雪・積雪状況等により、必要に応じて関係者による合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施計画を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったかを確認するための対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

令和元年 10 月

秩父別町通学路安全推進会議